



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**規 則**

- 沖縄県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（福祉政策課）…………… 1

**告 示**

- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課）…………… 2
- 市営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 3
- 歳入の徴収の事務の委託（住宅課）…………… 3

**公 告**

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（広報課）…………… 3
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定・2件（総務私学課）…………… 4
- 沖縄県平和祈念資料館の臨時休館について（女性力・平和推進課）…………… 4
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・8件（都市計画・モノレール課）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 6

**公安委員会事項**

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施…………… 6

**監査委員事項**

- 包括外部監査人からの監査の結果に基づく措置の通知に係る事項の公表…………… 8
- 定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査結果報告に基づく改善措置状況の通知に係る事項の公表…………… 10

## 規 則

沖縄県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第43号

#### 沖縄県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（平成25年沖縄県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「5.0パーセント」を「3.0パーセント」に改める。

別表教育支援資金の項中「大学 月額65,000円以内」を「大学（短期大学を除く。以下同じ。） 月額65,000円以内」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第5号及び別表教育支援資金の項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 令和2年4月1日前に、改正前の沖縄県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定により貸し付けられた貸付金については、なお従前の例による。

**告 示**

**沖縄県告示第294号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
今帰仁村	令和2年7月14日（火曜日）午前11時から午後3時まで	今帰仁村保健センター
国頭村	令和2年7月15日（水曜日）午前11時から午後3時まで	国頭村立国民体育館（総合）
伊是名村	令和2年7月21日（火曜日）午後1時から午後4時30分まで	伊是名村産業支援センター
伊平屋村	令和2年7月28日（火曜日）午後1時30分から午後4時30分まで	伊平屋村離島振興総合センター
大宜味村	令和2年7月30日（木曜日）午前10時から午後3時まで	旧大宜味小学校体育館
東村	令和2年8月4日（火曜日）午前11時から午後3時まで	東村役場
渡名喜村	令和2年8月24日（月曜日）午後1時30分から午後4時30分まで	渡名喜村多目的活動施設

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

**沖縄県告示第295号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宮古島市長から申請のあった宮古島市オホナ東地区（団体営農山漁村活性化対策整備事業）の換地計画について、令和2年6月1日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年6月15日から同年7月10日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

**沖縄県告示第296号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
国頭・読谷村・知念加入区	大型定置漁業	国頭村字辺戸名183番地4 国頭漁業協同組合 読谷村字都屋33番地 読谷村漁業協同組合 南城市知念字知名904番地 照喜名智

**沖縄県告示第297号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和2年6月12日から同月26日まで久米島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 久米島町字真我里153番地の5 渡名喜信次、久米島町字比嘉150番地の5 宇江城昌明
- 2 加入区 久米島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 久米島漁業協同組合

**沖縄県告示第298号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 委託した徴収事務 北部地区の県営住宅に係る県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の徴収事務
- (2) 受託者の名称及び所在地
  - ア 名称 沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企業体
  - イ 所在地 那覇市旭町114番地7
- (3) 委託期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 (1) 委託した徴収事務 中部A地区、中部B地区及び南部地区の県営住宅に係る県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の徴収事務
- (2) 受託者の名称及び所在地
  - ア 名称 沖縄県住宅供給公社
  - イ 所在地 那覇市旭町114番地7
- (3) 委託期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 (1) 委託した徴収事務 宮古地区及び八重山地区の県営住宅に係る県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の徴収事務
- (2) 受託者の名称及び所在地
  - ア 名称 住宅情報センター株式会社
  - イ 所在地 宮古島市平良字西里1107番地7
- (3) 委託期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

**公 告**

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 令和2年度県政広報テレビ番組制作・放送業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県知事公室広報課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 有限会社シー・エム・シー 那覇市鏡原町29番地17号
- 5 契約金額 40,810,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

---

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 高速デジタル印刷機賃貸借（設置及び設定業務を含む。） 2式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部総務私学課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年3月17日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社琉球リース 那覇市久茂地1丁目7番1号
- 5 契約金額 33,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

---

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県文書管理システム等運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部総務私学課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和2年3月31日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社シナジー 宜野湾市大山七丁目10番14号3階
- 5 契約金額 151,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

---

沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年沖縄県規則第87号）第3条第1項第4号の規定により、次のとおり沖縄県平和祈念資料館を臨時に休館する。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

臨時休館日 令和2年7月14日から同月16日までの間

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、石垣市から送付のあった石垣都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 南大浜地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、石垣市から送付のあった石垣都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 新栄町地先公有地埋立区域
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、石垣市から送付のあった石垣都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 八島町地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、石垣市から送付のあった石垣都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 大規模集客施設等制限地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、石垣市から送付のあった石垣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 石垣空港線沿道区域地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 豊見城・高安地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 市道宜野湾11号地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 宜1 宜野湾市汚物処理場
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年11月28日 沖縄県指令土第867号、令和2年4月22日 沖縄県指令土第271号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字熱田真志礼原1773番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字熱田1773番地2 新垣司
- 5 検査済証番号 令和2年5月22日 第4656号
- 6 工事完了年月日 令和2年5月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年6月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年4月20日 沖縄県指令土第360号、平成31年1月22日 沖縄県指令土第48号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里底原723番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市高良2丁目2番19号 稲福かおり
- 5 検査済証番号 令和2年5月25日 第4659号
- 6 工事完了年月日 令和2年4月30日

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第95号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和2年6月12日

沖縄県公安委員会

- 1 検定の種別、級、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
交通誘導警備業務	1級	10人	令和2年9月26日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター
	2級	10人		

- 2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前

に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

### 3 試験科目

#### (1) 1級の検定に係る科目

##### ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ロ) 車両等の誘導に関すること。
- (ハ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (ニ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験科目

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (ロ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### (2) 2級の検定に係る科目

##### ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ロ) 車両等の誘導に関すること。
- (ハ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験科目

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### 4 受検資格

#### (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### (2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

### 5 受検申請手続

#### (1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和2年6月29日（月曜日）から同年7月3日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

#### (2) 申請に必要な書類

##### ア 検定申請書 1通

##### イ 添付書類

- (ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
- (ロ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

#### (3) 提出先

- ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
- イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。
- (5) 検定手数料 手数料14,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターで、受付を終えること。
- (2) 検定当日は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
- (3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3033) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課 (係)

## 監 査 委 員 事 項

**沖縄県監査委員公表第6号**

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年6月12日

沖縄県監査委員 當 間 秀 史  
 沖縄県監査委員 西 銘 純 恵  
 沖縄県監査委員 座 喜 味 一 幸

—平成28年度包括外部監査結果報告に係る分—

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p><b>【保育士修学資金貸付事業】</b>                      &lt;成果指標の活用について&gt;                      本事業から得られる成果に対し、指標が明記されていなければ、事業の有効性を検証できないため成果指標を記載すべきである。</p>	<p>本事業については、「沖縄県保育士修学資金貸付計画書」に基づき事業を実施しており、当該計画書で計画されている貸付人数の計画値と実績値を、沖縄21世紀ビジョン実施計画の「主な取組」検証票に成果指標として追記した。</p>	子ども生活福祉部 子育て支援課
監査意見	<p><b>【児童虐待防止対策事業】</b>                      以前よりは人員が増えているが、やはり、1人あたりの担当件数が多い者で103件、平均80～90件というのはい多い。人員不足であるため、正規職員の労働環境が悪化し、正職員がメンタルで不調をきたし、私生活にも影響が出る（女性職員は妊娠出産することが憚られる等）ことが危惧される。人員不足は、緊急事案が重なると、それぞれのケースの対応に遅れが生じるなど、適正な業務遂行にも悪影響である。                      本事業においては非常勤職員も正規職員同様に専門性が必要とされる業務を担当している。具体的な改善案としては、非常勤職員について継続雇用できる仕組みをつくり、また、超過勤務できる仕組みをつくる。非常勤職員の継続雇用に関し、県は、「沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程」により、一般職非常勤職員を設置できる部局・職（名）・職務内容を定めている。同規程を踏まえ、所管部局は正規化ないし継続雇用の必要性を説明し、全庁的なコンセンサスを得る必要がある。子ども生活福祉部は、児童</p>	<p>児童相談所の人員については、令和2年度より増員予定であり、今後も増員の必要性や業務量等を精査し、適切な職員配置に努める。                      なお、非常勤職員の任用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正により、令和2年4月から新たに会計年度任用職員制度が開始されることとなった。                      この制度においては、任期を会計年度で区切り、会計年度ごとに職の設置の必要性等について再度検討を行う必要があることから、その趣旨を鑑み、沖縄県においては、同一人の任用については、原則2回更新の3年を限度とした運用とすることとしている。</p>	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課



	相談所職員が担う役割の重要性と、継続雇用のメリットを精査し、非常勤職員に対する適切な人事評価に基づく再任用の仕組みの構築を視野に入れながら、継続雇用を可能とする運用を提案すべきである。		
監査意見	<p><b>【女性相談所運営費】</b>                  &lt;相談員の雇用形態について&gt;                  県は、「沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程」により、一般職非常勤職員を設置できる部局・職(名)・職務内容を定めている。そのため、所管部局は正規化ないし継続雇用の必要性を説明し、全庁的なコンセンサスを得る必要がある。子ども生活福祉部は、DV被害者支援体制において、相談員が担う役割の重要性と、継続雇用のメリットを精査し、相談員に対する適切な人事評価に基づく再任用の仕組みの構築を視野に入れながら、継続雇用を可能とする運用を提案すべきである。</p>	<p>非常勤職員の任用については、地方自治法及び地方公務員法の改正により、令和2年4月から新たに会計年度任用職員制度が開始されることとなった。この制度においては、任期を会計年度で区切り、会計年度ごとに職の設置の必要性等について再度検討を行う必要があることから、その趣旨を鑑み、沖縄県においては、同一人の任用については、原則2回更新の3年を限度とした運用とすることとしている。</p>	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課

一平成29年度包括外部監査結果報告に係る分一

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>過年度分の回収率だけでなく当年度分の回収率も悪い貸付金については、回収率の向上のための対策を重点的に検討し実施すべきである。</p> <p>①母子・寡婦・父子福祉資金貸付金                  ②沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金                  ③農業改良資金貸付金                  ④中小企業高度化資金貸付金                  ⑤看護師等修学資金貸付金</p>	<p>県は、「沖縄県における今後の債権管理に関する方針」及び「適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル」(以下「標準マニュアル」)を策定するなど、適切な債権の管理・回収についての取組を進めている。</p> <p>平成30年3月に策定した沖縄県行政運営プログラムにおいては、重点実施項目の一つとして未収金の解消に取り組んでおり、平成28年度末の収入未済額が概ね1億円以上の債権(7債権)について、債権ごとの数値目標を設定し解消策の実行に努めている。①母子・寡婦・父子福祉資金貸付金、③農業改良資金貸付金、④中小企業高度化資金貸付金は、当該7債権に含まれている。</p> <p>②沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金については、平成28年9月に策定した標準マニュアルに基づき適正な債権管理を推進することとしており、所在不明者の戸籍請求等による住所特定や催告等の実施、また債務者の資力に応じた返還計画に基づく管理・回収など、回収率の向上に取り組んでいる。</p> <p>⑤看護師等修学資金貸付金については、平成29年3月に「看護師等修学資金債権管理マニュアル」を作成し、平成30年度からはサービサーの導入を行うなど取組の強化が行われており、平成26年度以降は現年度分回収率90パーセント以上を維持している。</p>	総務部財政課
監査意見	<p><b>【中央卸売市場青果物販売促進対策事業貸付金】</b>                  単年度貸付は、「貸付の終期」を明示した長期貸付けへの変更を検討されたい。</p>	<p>短期貸付であれば、毎年、貸付先からの申請により、財務状況等を審査したうえで、貸付を実施することができる。当該審査に当たっては、財政担当部局においても確認を行っており、適正な財務状況の把握に努めているところである。</p>	農林水産部流通・加工推進課

		<p>また、貸付先が必要とする金額を精査したうえで柔軟に設定し貸し付けることが可能であることから、貸付先からもこれまで同様に単年度貸付での実施を求められている。</p> <p>貸付先への監督機能としては、取締役会での相互牽制のほか、監査役の監査、期中の業務運営の適正性を担保するため、代金精算状況を確認するため、継続的なモニタリングを実施している。</p> <p>以上から、引き続き単年度貸付で実施していくこととする。</p>	
監査指摘	<p>【沖縄県医師修学資金等貸付金】 本貸付金の貸与契約書を保証契約の書面性を充足する内容に修正するべきである。</p>	<p>監査結果を踏まえ、沖縄県医師修学資金等貸与規則を改正し、貸与契約書を保証契約の書面性を充足する内容に修正した。</p>	保健医療部保健医療総務課
監査指摘	<p>【沖縄県医師修学資金等貸付金】 本貸付金の根拠となる本規則等に期限の利益についての規定を明記し、貸与契約書にも同規定を明記すべきである。</p>	<p>監査結果を踏まえ、沖縄県医師修学資金等貸与規則を改正し、期限の利益についての規定を明記した。</p>	保健医療部保健医療総務課

－平成30年度包括外部監査結果報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>詳細設計業務完了時点において、用地取得に要する期間の計画を策定すべきである。</p>	<p>監査対象事業の宜野湾南風原線（崎山～兼城）及び東風平豊見城線において用地取得に要する期間の計画が策定されていなかったことは不適切であった。</p> <p>監査意見を踏まえ、同様の計画の策定状況を確認した結果、平成20年度以降の事業については、詳細設計業務完了時点において計画を策定していることを確認した。</p>	土木建築部道路街路課

沖縄県監査委員公表第7号

定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査結果報告に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年6月12日

沖縄県監査委員 當 間 秀 史  
 沖縄県監査委員 西 銘 純 恵  
 沖縄県監査委員 座 喜 味 一 幸

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

<財務・事務に関する事項>

(平成26年度監査結果報告分)

【農林水産部】

1 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

備品を取得した際は備品台帳に登録しなければならないが、沖縄型植物工場プラント等（合計57,732,384円）について、登録していなかった。 (園芸振興課)

(2) 講じた措置の内容

備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）等に基づき、適正な事務処理に努めている。

(平成28年度監査結果報告分)

**【土木建築部】****1 債権の管理が適正でなかったもの**

## (1) 指摘の内容

県営住宅損害賠償金について、平成12年度以降の債権を調定しておらず、債権額を把握していない等、不適正な債権管理となっていた。 (住宅課)

## (2) 講じた措置の内容

県営住宅損害賠償金に係る債権管理台帳を整備するとともに、債権額を把握した。今後は、所在が判明している債務者に対し、順次、催告等を行い適正な債権管理に努める。

(平成29年度監査結果報告分)

**【農林水産部】****1 公舎の管理が適正でなかったもの**

## (1) 指摘の内容

職員宿舎について、入居の要件を欠く者が入居していた。 (畜産研究センター)

## (2) 講じた措置の内容

当該入居者に対しては、沖縄県公舎管理規則（昭和58年沖縄県規則第22号）に基づき、明け渡し命令を発し退居させた。

(平成30年度監査結果報告分)

**【各部局共通】****1 調定事務が適正でなかったもの（調定の遅延）**

## (1) 指摘の内容

調定が著しく遅延していたものがあった。

- ・保健医療部（衛生薬務課）
- ・農林水産部（水産課）
- ・商工労働部（アジア経済戦略課、ものづくり振興課及び情報産業振興課）
- ・土木建築部（道路街路課、道路管理課、都市計画・モノレール課及び建築指導課）
- ・教育庁（教育支援課）

## (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**2 支出負担行為の時期が適正でなかったもの**

## (1) 指摘の内容

契約を締結するとき又は交付を決定するときは、支出負担行為の決議が必要であるが、これが大幅に遅れていたもの、出納機関に合議していなかったものがあった。

- ・保健医療部（衛生薬務課）
- ・文化観光スポーツ部（観光振興課）
- ・土木建築部（技術・建設業課及び用地課）
- ・教育庁（総合教育センター及び開邦高等学校）

## (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**【知事公室】****1 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの**

## (1) 指摘の内容

危険物貯蔵所設置許可の証紙収納事務において、証紙に消印が押されていないものがあった。

(防災危機管理課)

## (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**2 給与が過払いとなっていたもの**

## (1) 指摘の内容

被扶養者の所得限度額超過により扶養手当の返納が必要になった職員について、過年度分の返納手続が行われておらず93,750円の過払いとなっていた。(基地対策課)

(2) 講じた措置の内容

扶養手当の過払いについて、返納の処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【総務部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

ア 県税	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成30年度	132,239,762,655	131,067,722,622	130,908,088	1,716,605,406	99.1
平成29年度	128,358,876,878	126,765,609,156	158,050,803	1,932,195,235	98.8
対前年度比	103.0	103.4	82.8	88.8	—

(税務課、各県税事務所並びに宮古及び八重山事務所県税課)

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
イ 退職手当返納	14,410,551円	66.6%	0%	(人事課)
ウ 土地貸付料	42,324,455円	5.7%	△5.4%	(管財課)

(2) 講じた措置の内容

ア 県民の納期内納付の促進のための広報活動や滞納処分の強化、滞納者の実情に即した滞納整理を図ることにより、収入未済額の縮減に努めている。

なお、県税収入未済額の81.3パーセントを占める個人県民税について、以下のとおり徴収対策を実施した。

(ア) 県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人住民税徴収対策協議会を通して市町村との緊密な連携を図っている。

(イ) 県税事務所等の所管市町村について、必要な場合は、県職員の併任発令、実務研修生の受入れ、地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく直接徴収、共同催告などの支援を行っている。

(ウ) 沖縄県市町村税徴収対策支援本部及び各市町村と連携し、特別徴収制度の適正実施の促進を図っている。

(エ) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や事例研究会を開催して、知識の蓄積に努めている。

イ 所在不明となっている債務者について、定期的に所在及び財産調査を実施し、適切かつ能率的な債権管理のための標準マニュアル等に基づき、債権の適正な管理に努めている。

ウ 土地貸付料について、引き続き債権管理回収業者へ委託するとともに、滞納者に対する催告や納入指導を実施した。今後も、滞納者及び連帯保証人への督促等を実施し、徴収の強化を図る。

2 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

徴税吏員が収納した現金について、出納員口座に入金することなく、一定期間金庫で保管している状況が確認された。(那覇県税事務所)

(2) 講じた措置の内容

徴税吏員が収納した現金について、速やかに出納員口座へ入金するよう周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

交際費の支出において、資金前渡の手続によらず、職員が立替払をしていた。(東京事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 財産(ＩＣカード)の管理が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容  
ICカード乗車券（金額10,143円）の管理が適正でなく、亡失していた。（東京事務所）
- (2) 講じた措置の内容  
金庫のダイヤルナンバーを変更したほか、出納員が帳簿と現物の照合を行うよう徹底した。指摘後、沖縄県現金取扱要領等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**5 証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの**

- (1) 指摘の内容  
請求書の検査年月日及び検査人の氏名を、いわゆる「消せるボールペン」を使用し記載していた。（財政課）
- (2) 講じた措置の内容  
指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**【企画部】**

**1 調定事務が適正でなかったもの**

- (1) 指摘の内容  
社会資本整備総合交付金90,061,000円を受け入れているが、調定調書及び国庫支出金請求状況登録票について、決裁を経ていなかった。（交通政策課）
- (2) 講じた措置の内容  
指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**【環境部】**

**1 徴収に努力を要するもの**

- (1) 指摘の内容  
収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。  

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
行政代執行に係る求償費用	35,896,791円	100%	352.2%	（環境整備課）
- (2) 講じた措置の内容  
行政代執行に係る求償費用について、納付対象者へ督促状や催告書の送付を行うとともに、面談や電話による現況確認、市町村や金融機関への財産調査などを行った。令和2年3月31日時点において700,000円を回収した。

**2 証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの**

- (1) 指摘の内容  
請求書の日付及び検査年月日を、いわゆる「消せるボールペン」を使用し記載していた。（環境再生課）
- (2) 講じた措置の内容  
指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**3 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの**

- (1) 指摘の内容  
消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練が実施されていなかった。（動物愛護管理センター）
- (2) 講じた措置の内容  
消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練を実施した。指摘後、消防法（昭和23年法律第186号）等に基づき、適正な防火管理に努めている。

**【子ども生活福祉部】**

**1 徴収に努力を要するもの**

- (1) 指摘の内容  
収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。  

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 生活保護費返還金	180,921,801円	59.3%	11.2%	（保護・援護課及び各福祉事務所）

イ 母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	101,666,351円	47.8%	△10.6%
(青少年・子ども家庭課及び各福祉事務所)			
ウ 児童扶養手当返還金	40,036,658円	78.6%	△20.6%
(青少年・子ども家庭課)			

(2) 講じた措置の内容

ア 生活保護費返還金について、生活保護受給者に対する制度説明の徹底により、過払い金発生防止や、返還金発生時の早期対応等に努めている。また、生活保護担当職員と債権管理適正化調査員との連携による納付指導の実施など、生活保護費返還金等債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和2年3月31日時点において、1,733,248円を回収するとともに、32,858,240円を履行延期承認し、18,489,598円を不納欠損処理した。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入について、沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理に努めている。また、償還率の改善を推進するため、口座振替を利用した納付の促進、債権回収会社への委託、各福祉事務所間の情報共有・連携等の取組を行った結果、令和2年3月31日時点において、12,241,504円を回収するとともに、2,206,371円を不納欠損処理した。

ウ 児童扶養手当返還金について、手当受給者に対し必要な届出の周知等を行い、債権発生未然防止に努めている。また、滞納者に対しては、児童扶養手当返還金債権管理マニュアルに基づき、督促状の発出や、一括納付が困難な場合の分割納付への移行を行うなどの納付指導を行った結果、令和2年3月31日時点において、70,000円を徴収するとともに、765,290円を履行延期承認し、11,290,510円を不納欠損処理した。

2 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、育児休業に係る除算期間の取扱いを誤ったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

- ア 93,813円の過払い。 (保護・援護課)
- イ 81,326円の過払い。 (南部福祉事務所)

(2) 講じた措置の内容

期末手当及び勤勉手当の過払いについて、返納処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 基金の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄県安心こども基金の運用から生ずる収益については、一般会計に計上後、基金に編入することとされているが、定期預金の利子266,080円が基金に編入されていなかった。 (子育て支援課)

(2) 講じた措置の内容

定期預金の利子相当額を基金へ編入した。指摘後、沖縄県安心こども基金条例(平成21年沖縄県条例第5号)等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【保健医療部】

1 切手が必要以上に購入されていたもの

(1) 指摘の内容

切手の購入について、年度内に払出予定がないにもかかわらず年度末に289,000円分を購入していたため、不経済な支出となっていた。 (看護大学)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、使用状況を確認した上で購入するなど経済的な予算執行に努めている。

2 調定事務が適正でなく、収納されていなかったもの

(1) 指摘の内容

平成30年度医療施設運営費等補助金及び平成30年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金において、国への請求事務が適正に行われなかったことから、国庫補助金の全部又は一部、合計7,290,000円が受入れされていなかった。 (地域保健課)

## (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図るとともに、管理者等による執行管理や国庫補助金等の受入状況の確認など、チェック体制の強化を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**3 予定価格に係る事務が適正でなかったもの**

## (1) 指摘の内容

大学食堂側擁壁控え壁設置工事（契約額1,987,875円）の契約手続において、予定価格調書を作成していなかった。（看護大学）

## (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、チェック体制の強化を図り、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**4 備品台帳の管理が適正でなかったもの**

## (1) 指摘の内容

ア 航空搬送拠点臨時医療施設備品（取得金額14,040,000円）について、備品台帳に登録していなかった。（医療政策課）

イ 防犯カメラ設置委託において取得した監視サーバー、屋外用カメラ等（取得価格864,000円）について、備品台帳に登録していなかった。（看護大学）

## (2) 講じた措置の内容

備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**5 証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの**

## (1) 指摘の内容

特定不妊治療費助成事業補助金請求書の金額及び文書番号等が、いわゆる「消せるボールペン」を使用し記載されていた。（地域保健課）

## (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**6 事務決裁が適正でなかったもの**

## (1) 指摘の内容

以下の補助金事務において、予算執行伺、支出負担行為、調定等の決裁及び合議を経ていなかった。

- ・平成30年度医療施設運営費等補助金
- ・平成30年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
- ・平成30年度沖縄県感染症指定医療機関運営費補助金
- ・平成30年度沖縄県新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設・設備整備事業費補助金
- ・平成30年度沖縄県感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金（地域保健課）

## (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図り、法令遵守等の通知及び訓示を行った。指摘後、チェック体制の強化を図り、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**7 公印の管理が適正でなかったもの**

## (1) 指摘の内容

以下の補助金事務において、沖縄県公印規程（昭和47年沖縄県訓令第17号）に基づく公印審査等を経ないまま公印が使用され、文書が作成及び行使されていた。

- ・平成30年度医療施設運営費等補助金
- ・平成30年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
- ・平成30年度沖縄県感染症指定医療機関運営費補助金
- ・平成30年度沖縄県新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設・設備整備事業費補助金
- ・平成30年度沖縄県感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金（保健医療総務課及び地域保健課）

## (2) 講じた措置の内容

公印取扱主任による声かけや、押印の事前・事後確認の徹底など公印の管理体制について改善を

図った。指摘後、沖縄県公印規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。(保健医療総務課)  
 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県公印規程等に基づき、適正な事務処理に努  
 めている。(地域保健課)

【農林水産部】

1 予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

自家用電気工作物保安管理業務委託について、執行予定額を超過した額で契約していた。また、随  
 意契約とした根拠が適切でなかった。(栽培漁業センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努  
 めている。

2 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 農業改良資金				
貸付金元利収入	317,026,507円	87.4%	△6.4%	(農政経済課)
イ 沿岸漁業改善資金				
貸付金元利収入	36,813,969円	75.7%	△2.9%	(水産課)

(2) 講じた措置の内容

ア 農業改良資金貸付金元利収入等について、滞納者及び連帯保証人に対して催告を行うとともに、  
 債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和2年3月31日時点において22,855,000円  
 を回収した。

イ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入等について、滞納者に対して分割償還の指導や督促を行うとと  
 もに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和2年3月31日時点で2,052,538円  
 を回収した。

3 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

甲種漁港施設の使用料は、沖縄県漁港管理条例(昭和50年沖縄県条例第33号)に基づき前納しなけ  
 ればならないが、数か月から1年以上経過して納付しているものが多数確認された。  
 (南部農林土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県漁港管理条例等に基づき、適正な事務処理  
 に努めている。

4 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが  
 次のとおりあった。

ア 育児休業を取得した職員の期末手当及び勤勉手当について、除算期間を誤ったため95,601円の過  
 払いとなっていた。(農業研究センター)

イ 再任用職員の期末手当及び勤勉手当について、在職期間の算定を誤ったため、102,592円の不足  
 払いとなっていた。(南部農業改良普及センター)

(2) 講じた措置の内容

期末手当及び勤勉手当の過不足払いについて、支給又は返納の処理を行った。指摘後、沖縄県職員  
 の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

5 給与の支給事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 特殊勤務手当の支給に当たって、特殊勤務実績簿に所属長の決裁を経ないまま手当が支給されて  
 いた。(畜産研究センター)

イ 暴風雨時特殊勤務手当の支給に当たって、時間外勤務手当特例実績簿が作成されないまま手当が



支給されていた。(家畜改良センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**6 予定価格に係る事務が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

ア 沖縄特産果樹のカロテノイド等果実の機能性成分の分析及びその利用のための基礎的特性の解明(契約額2,918,134円)について、予定価格調書の作成が不適切だった。

(農業研究センター名護支所)

イ 遺伝子検査手数料について、予定価格調書を作成していなかった。(畜産研究センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、チェック体制の強化を図り、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**7 契約事務が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

ア 作業靴(価格合計180,371円)の購入について、2者以上から見積書を徴取せず、1者の見積書により契約者を選定していた。(北部農林水産振興センター)

イ トルコギョウ強化型パイプハウス工事(契約額6,048,000円)の契約に当たり、再度の入札に付し落札者がいなかったとして随意契約により契約を締結していたが、見積書を徴取していなかった。(農業研究センター)

ウ 生産物(冷凍ピパーチ)の売却(価格45,000円)において、正式な見積書を徴取していなかった。(農業研究センター石垣支所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**8 契約書を作成していなかったもの**

(1) 指摘の内容

生産物(ヒレジャコ)の売却(価格325,353円)について、契約書が作成されていなかった。

(水産海洋技術センター石垣支所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、チェック体制の強化を図り、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**9 契約書で定める単価と異なる支払を行っていたもの**

(1) 指摘の内容

ガソリン供給単価契約(契約期間:平成30年4月11日~平成31年3月31日)を締結しているが、平成30年7月以降、契約書の定めによらず、異なる単価で支出していた。

(北部農林水産振興センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**10 備品台帳の管理が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

購入した測定機器2台(取得金額1,050,300円)について、備品台帳に登録していなかった。

(畜産研究センター)

(2) 講じた措置の内容

備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**11 物品の処分手続が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

純水製造装置(取得価格1,102,100円)の処分の際、物品管理課長の決裁を受けていなかった。

(南部農業改良普及センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

12 生産物台帳が整備されていなかったもの

(1) 指摘の内容

試験研究のために生じた各生産物について、沖縄県財務規則第201条に基づく生産物台帳が整備されていなかった。  
(農業研究センター宮古島支所)

(2) 講じた措置の内容

生産物台帳を整備した。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

13 動物台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

牛の売却に当たって、動物台帳の登録内容に誤りがあった。また、購入した山羊について、動物台帳に登録していなかった。  
(畜産研究センター)

(2) 講じた措置の内容

動物台帳へ登録や訂正を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

14 土地改良財産台帳が整備されていなかったもの

(1) 指摘の内容

福地地区畑地かんがい施設工事(H30-2)(契約額107,136,000円)で整備した土地改良財産について、沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例(昭和47年沖縄県条例第19号)第18条に定める土地改良財産台帳が整備されていなかった。  
(宮古農林水産振興センター)

(2) 講じた措置の内容

土地改良財産台帳を整備した。指摘後、沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

15 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

管理する土地について、公有財産台帳への登録漏れ及び誤りがあった。(水産海洋技術センター)

(2) 講じた措置の内容

公有財産台帳へ登録や訂正を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則(平成元年沖縄県規則第40号)等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【商工労働部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 小規模企業者等設備導入資金				
貸付金元利収入	2,899,329,429円	75.8%	△19.3%	(中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	33,812,326円	8.2%	0.0%	(企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区				
使用料	5,111,419円	1.4%	0.0%	
損害金等諸収入	51,241,033円	31.6%	0.0%	(企業立地推進課)
エ 沖縄情報通信センター				
使用料	31,267,215円	32.9%	30.8%	
雑入(光熱水費)	26,601,478円	23.2%	51.2%	(情報産業振興課)

(2) 講じた措置の内容

ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入について、債権管理マニュアル(中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金)に基づき、貸付先の実態に即した債権管理を行うとともに、一部の債権について債権回収会社へ委託し、回収を強化した結果、令和2年3月31日時点において416,444,073円を回収した。

イ 賃貸工場施設使用料について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに

に基づき、債務者の情報を収集し、督促を行い、債権回収に向けた取組を行うとともに、入居企業の経営状況を把握する等、新たな未収金の発生防止に努めている。

ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区施設使用料等について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、債務者情報の収集を行い、債権回収に向けた取組を行うとともに、入居企業の経営状況を把握する等、新たな未収金の発生防止に努めている。

エ 沖縄情報通信センターの使用料等については、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画の認可が確定し債務が免除となったため、沖縄県財務規則に基づき不納欠損金として整理した。

## 2 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

申請書等に貼付された証紙に消印を押したときは、沖縄県証紙条例施行規則第10条第2項の規定に基づき、証紙収納簿に所定事項を登記しなければならないが、以下の申請については当該登記をしていなかった。

- ・ 高圧ガス製造保安責任者免状交付及び再交付（144件）
- ・ 高圧ガス販売主任者免状交付及び再交付（98件）
- ・ 液化石油ガス設備士免状交付及び再交付等（139件） （産業政策課）

### (2) 講じた措置の内容

証紙収納簿へ登記を行った。指摘後、沖縄県証紙条例施行規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

## 3 給与が過不足払いとなっていたもの

### (1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 臨時的任用職員の期末手当及び勤勉手当について、在職期間を誤ったため231,635円の不足払いとなっていた。 （中小企業支援課）

イ 育児休業を取得した職員の期末手当及び勤勉手当について、除算期間を誤ったため92,753円の過払いとなっていた。 （労働政策課）

### (2) 講じた措置の内容

期末手当及び勤勉手当の過不足払いについて、支給又は返納の処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

## 4 契約事務が適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

沖縄県信用保証協会との沖縄県融資制度損失補償契約において、契約の適用期間が平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなっているが、契約は平成31年1月31日に締結されていた。

（中小企業支援課）

### (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

## 【文化観光スポーツ部】

## 1 契約事務が適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

観光2次交通機能強化事業委託業務（契約額12,009,600円）において、委託先が第三者に委託業務の一部を行わせ対価を支払っていたが、契約書に定める再委託の申請及び承認手続きが行われていなかった。 （観光振興課）

### (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

## 2 備品貸与の手続が適正でなかったもの

### (1) 指摘の内容

奥武山総合運動場に係る指定管理について、県が指定管理者に貸与する備品は基本協定書において

別紙で示す旨規定しているが、新たに購入し、貸与した20件（取得金額計9,622,800円）の備品は別紙が作成されていなかった。（スポーツ振興課）

(2) 講じた措置の内容

新たに購入し貸与した備品一覧表を作成し送付した。指摘後、基本協定書等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【土木建築部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
ア 県営住宅使用料	642,847,168円	11.3%	△5.9%	(住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	32,014,520円	9.6%	2.9%	(住宅課)

(2) 講じた措置の内容

ア 県営住宅使用料について、滞納者への督促、滞納初期段階からの団地訪問、社会福祉士を交えた聞き取りなどの取組を通して納付意識の醸成を図っている。なお、応じない滞納者については、訴えの提起を行っている。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社への業務委託を行い、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

イ 県営住宅駐車場使用料については、団地訪問、車両変更等諸手続の際の現入居滞納者への納付指示の徹底、督促等取組の強化に努めている。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社への業務委託を行い、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

2 調定事務が適正でなく、収納が遅延していたもの

(1) 指摘の内容

道路占有料（1件5,536,439円）について、調定の遅れにより沖縄県道路占有料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第21号）で定める期限から10か月以上遅れて収納していた。（宮古土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県道路占有料徴収条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 補助金交付に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

その他市町村道未買収道路用地取得事業補助金において、14市町村への交付決定（合計60,435,000円）が申請書受理から7か月後に行われていた。（道路管理課）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

浦添大公園遊具修繕工事（H30-1、H30-2）（契約額計2,808,000円）について、合理的な理由もなく2件に分割し随意契約を締結していた。（中部土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

5 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

八重山土木事務所管内包括維持管理導入支援業務委託（H30）（契約額11,653,200円）において、2者以上から見積書を徴取せず、1者の見積書により契約業者を選定していた。

（八重山土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、チェック体制の強化を図り、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

6 設計変更等の事務が適正でなかったもの

## (1) 指摘の内容

県道東風平豊見城線道路改良工事（H29-1工区）において、別路線の掲示板を作成し、設置するための費用347,100円を附帯工として計上していた。（南部土木事務所）

## (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**7 備品台帳の管理が適正でなかったもの**

## (1) 指摘の内容

沖縄県流域下水道事業公営企業システム導入委託事業において取得したサーバーシステム一式（取得価格6,469,200円）について、備品登録がなされていなかった。（下水道課）

## (2) 講じた措置の内容

備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**8 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの**

## (1) 指摘の内容

宜野湾市に児童館として無償貸付している土地2,013.19㎡について、公有財産台帳への登載が漏れていた。また、未利用地5筆、貸付地4筆については登記簿謄本及び公図が添付されていなかった。（住宅課）

## (2) 講じた措置の内容

公有財産台帳へ登録を行うとともに登記簿謄本や公図等を添付した。指摘後、沖縄県公有財産規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**【出納事務局】****1 支出事務が適正でなかったもの**

## (1) 指摘の内容

支出負担行為の合議がなかった保健医療部の3件の補助金の執行について、支出命令を受けた際、地方自治法等に定める支出負担行為の審査が適正でなく、不適正な支出を行っていた。（会計課）

## (2) 講じた措置の内容

支出調書に決裁済み支出負担行為書の写しを添付することや、財務会計システムの改修を行うなど再発防止策を講じた。

**【病院事業局】****1 予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの**

## (1) 指摘の内容

ア 清掃業務委託事業において予算執行伺がなされていなかった。（中部病院）

イ 医業未収金回収業務委託において、執行予定額を超えた支払いを行っていた。（宮古病院）

## (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**2 医業未収金の徴収に努力を要するもの**

## (1) 指摘の内容

平成30年度末における医業未収金（個人負担分）は、前年度末より111,394,773円（6.0パーセント）減少し1,749,200,241円となっているが、依然として多額となっている。（病院事業経営課及び各県立病院）

## (2) 講じた措置の内容

未収金の発生防止対策として、窓口での保険証や連絡先の確認徹底、各種公的負担制度の案内等に取り組んでいる。未収金回収強化については、文書や電話督促、弁護士事務所への回収業務委託等、未収金の縮減に努めている。

**3 支払いが遅延していたもの**

## (1) 指摘の内容

退職金に係る所得税及び住民税について納付期限を過ぎて支払いを行ったため、延滞税及び不納付加算税（合計159,600円）が生じ、不経済な支出となっていた。（病院事業総務課）

## (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、チェック体制の強化を図り、所得税法（昭和40年法律第33号）等に基づき、適正な事務処理に努めている。

#### 4 給与が過不足払いとなっていたもの

##### (1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 病気休暇を取得した職員の勤勉手当について、除算期間を誤ったため74,167円の過払いとなっていた。(病院事業総務課)

イ 住居手当の支給に当たって、認定を誤ったため、35,000円の過払いとなっていた。(北部病院)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月の全日数勤務しなかったにもかかわらず、在職期間から除算しなかったため、職員Aについては204,174円、職員Bについては81,025円の過払いとなっていた。(中部病院)

エ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、除算期間及び期間率等を誤ったため、7名の職員に合計653,277円の過払い、2名の職員に合計202,290円の不足払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

##### (2) 講じた措置の内容

期末手当及び勤勉手当の過不足払い並びに住居手当の過払いについて、支給又は返納処理を行った。指摘後、沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）等に基づき、適正な事務処理に努めている。

#### 5 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

研究研修費（学会参加費）の支出において、資金前渡の手続によらず、職員による立替払が行われていた。(中部病院及び南部医療センター・こども医療センター)

##### (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

#### 6 契約事務が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

2者以上から見積書を徴取せず、1者の見積書により契約業者を選定したもの、契約の際に見積書を徴取していないものがあった。

・新人看護研修必要機器一式（取得金額1,212,840円）

・消防施設改修（契約額1,615,593円）

・持続緩除式血液浄化装置（取得金額11,404,800円）

・SPD業務委託及び物流コンサルティング費用一式（契約額16,329,600円）他 (中部病院)

##### (2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

#### 7 許可事務が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

沖縄県病院事業局固定資産管理規程（平成18年病院事業局管理規程第20号）では、1年を超える使用許可の決裁者は病院事業局長となっているが、病院内レストラン、床頭台、売店及び自動販売機等について、平成30年10月1日から平成35年（令和5年）3月31日までの4年6か月にわたり民間事業者院長決裁で使用許可を与えていた。(八重山病院)

##### (2) 講じた措置の内容

1年を超える使用許可について、病院事業局長の追認を受けた。指摘後、沖縄県病院事業局固定資産管理規程に基づき、適正な事務処理に努めている。

#### 【教育庁】

#### 1 予算執行伺に係る事務が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

沖縄県立那覇国際高等学校校舎等保安警備業務委託について、予算執行伺の金額を超えて契約を締

結していた。 (那覇国際高等学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**2 支払いが遅延していたもの**

(1) 指摘の内容

事務用品の購入について、債権者を誤って支払ったため、正当債権者への支払いが4か月以上遅延していた。 (開邦高等学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、チェック体制の強化を図り、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**3 給与が過払いとなっていたもの**

(1) 指摘の内容

勤勉手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、69,225円が過払いとなっていた。

(那覇商業高等学校)

(2) 講じた措置の内容

勤勉手当の過払いについて、返納処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**4 入札手続が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

ア 久米島高等学校浄化槽保守点検業務において、入札手続を行う必要があるが、随意契約により契約を締結していた。 (久米島高等学校)

イ スクールバス管理・運行業務委託(契約額35,899,200円)の一般競争入札において、入札者が一人のみであったため入札を実施せず、随意契約により契約を締結していた。(美咲特別支援学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**5 契約書を作成していなかったもの**

(1) 指摘の内容

物品の購入(取得金額20万円以上)について、契約書の作成又は請書を提出させる必要があるが、いずれの手続もなされていないものが次のとおりあった。

ア 包丁まな板殺菌庫(取得金額270,000円)及び版画プレス機他(取得金額247,428円)

(美咲特別支援学校)

イ ロッカー(取得金額285,120円)

(美咲特別支援学校はなさき分校)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**【警察本部】**

**1 備品台帳の管理が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

工事請負費において取得したパーソナルコンピュータ他6件(取得価格1,809,108円)について、備品台帳に登録していなかった。 (外事課)

(2) 講じた措置の内容

備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

**<工事等に関する事項>**

(平成29年度監査結果報告分)

**1 設計等の確認に改善を要するもの**

(1) 指摘の内容

H28バナナ公園ふれあい橋整備工事(上部工)において、当初設計時に設計荷重を過大に見積もっていたことが判明したため、支承の型式を変更し、沓座面を嵩上げ施工していた。今後、設計業務時

における的確な設計照査に加え、竣工検査を慎重に行う必要がある。(八重山土木事務所)

(2) 講じた改善措置の内容

指摘後、土木設計業務等検査技術基準に基づき成果品の精度向上に努めている。

(平成30年度監査結果報告分)

1 補修や追加工事などの対応が必要とされるもの

(1) 指摘の内容

新県立八重山病院建設工事(空調)において、改善を要するものが次のとおりあった。

ア 屋上、機械室等各所で配管・ダクトの目的別種類と流れ方向、バルブの開閉表示がなされていないものがあった。適正に表示する必要がある。(病院事業経営課)

イ 空調機械室で複数の空調機の粗塵フィルターと除塩フィルターを収納しているフィルターセクションの下部より褐色の液体が漏れ出していた。この液体の原因調査と対策の検討が必要である。

(病院事業経営課)

(2) 講じた改善措置の内容

新県立八重山病院建設工事(空調)において、次のとおり措置を講じた。

ア 標準仕様書に基づき適正に表示を行った。今後は、仕様書等に基づく履行確認を徹底し、適正な工事監理に努める。

イ 原因はフィルターに塩分が過剰に蓄積し錆が発生したことによるものであった。指摘後、メンテナンスマニュアル等の見直しを行い、適正な維持管理に努めている。

2 設計・施工・検査等で改善を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 比謝川河川工事(H29)において、当初契約時の設計内容が完成形になっておらず、変更契約を4回行い、最終の契約変更金額が当初の106.6%増となっていた。今後の設計や発注のあり方について改善する必要がある。(中部土木事務所)

イ 南風原知念線(吉富)災害防除工事(H29-2)の設計において、過年度に設置された既設杭や想定すべり面の評価が、過去のデータがないことを理由に適切に行われていなかった。データが無い場合でも既設杭の長さを調査し、その抗力を評価することは可能である。今後は安全性はもとより経済性についても考慮した設計を行う必要がある。(南部土木事務所)

ウ 吉富地区貯水池工事(H29)において、経層探査(鉛直探査)を実施すべきであったがなされていなかった。今後は適正に実施する必要がある。(南部農林土木事務所)

エ 新県立八重山病院建設工事(電気、空調、衛生)において、改善を要するものが次のとおりあった。

(ア) 防火区画処理は補強工事までの写真しかなく、最終の工事写真がなかった。今後は、改修工事等で使用できるよう完成後の写真まで整理する必要がある。(病院事業経営課)

(イ) 外国人建設就労者及び外国人技能実習生の記載欄がない施工体制台帳が使用されていた。今後は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)に基づき、受託者に対し適正な施工体制台帳を作成するよう指導する必要がある。(病院事業経営課)

(ウ) 契約変更に対応した各種書類(施工体制台帳、施工計画書、工程表、労災保険等)の変更が行われていないものがあった。今後は工事に係る関係図書を適切に整備する必要がある。

(病院事業経営課)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、工事発注に当たっては、全体の施工計画及び財源確保について十分検討し、適正な工事執行に努めている。

イ 指摘後、同種の工事の設計においては、安全性を確保した上で経済性にも十分留意するよう努めている。

ウ 指摘後、チェック体制の強化を図るとともに、磁気探査業務共通仕様書に基づき、適正な不発弾探査の実施に努めている。

エ 新県立八重山病院建設工事(電気、空調、衛生)において、次のとおり措置を講じた。

(ア) 指摘後、履行確認に際しては、改修工事等も見据えて、工事完成後の写真も整理するよう努めている。

(イ) 指摘後、建設業法施行規則に基づき、適正な施工体制台帳を作成するよう、受託者への指導に



努めている。

(ウ) 今後は、工事の契約変更において、チェックリストにより確認するなど、変更内容に対応した関係図書を適切に整備するよう努める。

### 3 安全・安心への配慮が必要なもの

#### (1) 指摘の内容

ア 病虫害防除技術センターウリミバエ防除施設改修工事において、特記仕様書で指示した「電気保安技術者」が配置されていなかった。今後は適正に配置する必要がある。(施設建築課)

イ 新県立八重山病院建設工事(建築1工区、4工区)において、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第2項に定める「統括安全衛生管理義務者」を指名していなかった。今後は複数の請負工事を混在・並行作業で行う場合は、統括安全衛生管理義務者を指名する必要がある。(病院事業経営課)

#### (2) 講じた改善措置の内容

ア 指摘後、電気工事が含まれる工事において、電気保安技術者の配置が必要であることを周知徹底し、適正な工事執行に努めている。

イ 指摘内容について周知徹底を図った。今後、複数の請負工事が混在する場合は、労働安全衛生法に基づき統括安全衛生管理義務者を指名し、現場の安全確保に努める。

## 第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(平成28年度監査結果報告分)

### 1 会計事務等に関するもの

#### (1) 指摘の内容

沖縄県住宅供給公社では、退去後の修繕に要する居住者負担分費用を仮受金として長期にわたり保管しているものがあつた。(土木建築部所管)

#### (2) 講じた措置の内容

沖縄県住宅供給公社に対し、退去後の修繕に要する居住者負担分費用として保管している仮受金について、その内訳を精査するよう指導した。同団体では、内訳を精査するとともに、県が一時的に負担した修繕費については県へ納入する事務処理を済ませ、適正な管理に努めている。

(平成30年度監査結果報告分)

### 1 会計事務の改善を要するもの

#### (1) 指摘の内容

ア トラステック・ミズノ共同企業体では、役職手当について給与規程と異なる取扱いとなつていた。(土木建築部所管)

イ 沖縄県住宅供給公社では、日常的に現金を取扱っているが、現金の取扱いに関する規程等を整備していなかった。(土木建築部所管)

ウ 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議では、非常勤職員の出勤簿及び休暇簿を作成していなかった。(警察本部所管)

#### (2) 講じた措置の内容

ア トラステック・ミズノ共同企業体に対し、給与規程の改正等適切に対応するよう指導した。同団体では、同規程を改正するとともに、会計書類等の必要書類を整理することで適正な給与管理に努めている。

イ 沖縄県住宅供給公社に対し、関係規程等を整備するよう指導した。同団体では、「沖縄県住宅供給公社現金取扱要綱」、「沖縄県住宅供給公社つり銭事務取扱要領」及び「沖縄県住宅供給公社スタンプ領収事務取扱要領」を制定し、適正な事務処理に努めている。

ウ 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議に対し、出勤簿及び休暇簿を作成するよう指導した。同団体では、これらの帳簿を作成し、適正な勤務管理に努めている。

### 2 徴収に努力を要するもの

#### (1) 指摘の内容

ア 沖縄県住宅供給公社では、賃貸住宅等に係る家賃等の平成30年度末の未収金が、97,846,414円となつており、前回監査時点(平成28年度)より10,357,252円減少しているが、依然として多額となつていた。(土木建築部所管)

イ 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団では、高等学校奨学金事業に係る平成30年度末の収

入未済額が、前年度に比べ1,147,347円増加し、20,061,370円となっていた。

また、高校育英貸与奨学金事業に係る平成30年度末の収入未済額が、前年度に比べ14,949,882円増加し、112,837,214円となっていた。(教育庁所管)

(2) 講じた措置の内容

ア 沖縄県住宅供給公社に対し、未収金縮減に向けた対応及び体制強化を図るよう指導した。同団体では、同公社債権管理マニュアルに基づく督促等を徹底して行い、法的措置を含めて厳正に対処することで未収金の縮減に努めている。

イ 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団に対し、適正な債権管理に向けた各種対策の強化に努めるよう指導した。同団体では、返還期間や返還猶予制度の見直しなどについて引き続き意見交換等を行うとともに、債権回収業者を活用するなど、未収金の縮減に努めている。

**3 債権管理に改善を要するもの**

(1) 指摘の内容

ア 株式会社沖縄産業振興センターでは、未収金について個々の債務者毎の状況把握と当該状況に応じた債権管理を行っていなかった。(商工労働部所管)

イ 沖縄県住宅供給公社では、居住者が退去時に負担すべき修繕費用について、県が一時的に負担した分の債権管理を行っていなかった。(土木建築部所管)

(2) 講じた措置の内容

ア 株式会社沖縄産業振興センターに対し、債務者毎の状況を把握した上で、適正に債権管理を行うよう指導した。同団体では、未収金について、個別に状況を把握し督促を行うなど、適正な債権管理に努めている。

イ 沖縄県住宅供給公社に対し、居住者が退去時に負担すべき修繕費用について、債権管理を適正に実施するよう指導した。同団体では、仮受金の管理台帳の作成を行い、適正な債権管理に努めている。

**4 公の施設の管理に改善を要するもの**

(1) 指摘の内容

社会福祉法人偕生会（石嶺児童園）では、消防法に基づく消火の訓練を必要な回数実施しておらず、また、消防用設備等の点検で確認された不良箇所の修繕を速やかに行っていなかった。

さらに、基本協定書第20条第3項に基づき購入した県の所有に属する備品について、物品整理票を貼付していないものが多数あった。(子ども生活福祉部所管)

(2) 講じた措置の内容

社会福祉法人偕生会（石嶺児童園）に対し、消防法及び基本協定書に基づき適正に処理するよう指導した。同団体では、法定の回数の消防訓練を実施し、不良箇所の修繕を行った。また、備品についても物品整理票を貼付するなど、適正な管理に努めている。

**5 その他の施設の管理に改善を要するもの**

(1) 指摘の内容

ア 沖縄県住宅供給公社では、管理する一部の団地において、消防法に基づく防火管理者及び消防計画の届出並びに消防用設備等の定期点検等を実施していなかった。(土木建築部所管)

イ 沖縄都市モノレール株式会社では、消防法に基づく消防訓練を実施していなかった。

(土木建築部所管)

(2) 講じた措置の内容

ア 沖縄県住宅供給公社に対し、消防法に基づく定期点検等を適正に実施するよう指導した。同団体では、各団地の防火管理者や消防計画を届け出るとともに消防用設備等の定期点検等を適正に実施し関係法令の遵守に努めている。

イ 沖縄都市モノレール株式会社に対し、消防法に基づく消防訓練を実施するよう指導した。同団体では、同訓練を実施し関係法令の遵守に努めている。

**6 補助事業の執行に関するもの**

(1) 指摘の内容

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の人材育成推進事業補助金については、交付申請から大幅に遅れて交付決定がなされていた。(教育庁所管)

(2) 講じた措置の内容

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団と県との間で連携を十分に図り、速やかに交付決定が行えるよう努めている。

### 第3 行政監査の結果に基づき講じた措置

(平成22年度監査結果報告分)

#### 1 催告の未実施について

##### (1) 指摘の内容

催告を実施していないものが次のとおりとなっていた。

督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に納付を促すため、速やかに、文書・電話・訪問等による催告を行う必要がある。

債権名	所管機関名
県営住宅損害賠償金	住宅課

##### (2) 講じた措置の内容

県営住宅損害賠償金に係る債権管理台帳を整備するとともに、債権額を把握した。今後は、所在が判明している債務者に対し、順次、催告等を行い適正な債権管理に努める。

(平成30年度監査結果報告分)

#### 1 防火管理体制が適正でなかったもの

##### (1) 指摘の内容

ア 防火管理者の選任・届出をしていなかった施設

県営住宅（宮古地区及び八重山地区）

イ 消防計画の策定・届出をしていなかった施設

県営住宅（宮古地区及び八重山地区）

##### (2) 講じた措置の内容

指定管理者に対し、消防法等に基づき必要な届出等を行うよう指導した。同団体では、必要な届出等を行い、関係法令の遵守に努めている。

#### 2 運用方針に定められているが協定書に記載されていなかったもの又は遵守されていなかったもの

##### (1) 指摘の内容

ア 全部委託の禁止について明記していなかった所管課

青少年・子ども家庭課及び生涯学習振興課

イ 暴力団排除に関する事項を明記していなかった所管課

青少年・子ども家庭課

ウ 緊急連絡に対応できる体制を整備していなかった所管課

福祉政策課及び青少年・子ども家庭課

##### (2) 講じた措置の内容

基本協定書への必要事項の記載及び緊急連絡体制の整備を行った。指摘後、公の施設の指定管理者制度に関する運用方針に基づき、適正な事務処理等に努めている。

#### 3 協定書に記載されているが、遵守されていなかったもの

##### (1) 指摘の内容

ア 管理物品台帳を作成していなかった施設

総合福祉センター

イ 物品台帳の作成・報告をすることとなっているが、確認していなかった所管課

福祉政策課

##### (2) 講じた措置の内容

ア 指定管理者に対し、基本協定書に基づいた事務処理を行うよう指導した。同団体では、管理物品台帳の作成及び報告を行い、基本協定書の遵守に努めている。

イ 物品台帳に基づき、物品を確認した。指摘後、基本協定書に基づく適正な事務処理に努めている。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
---	--